

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 マッチング拠出、iDeCo 等について  
／社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第7回）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、2019年8月23日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第7回）を開催しました。

関係団体に対するヒアリング結果を踏まえて、今回は、前回の「企業年金のガバナンス等」に続き、「マッチング拠出、iDeCo 等について」に関して議論が行われました。

【議事】

■事務局の説明に先だって、委員2名から、マッチング拠出・iDeCo について以下の要望が示されました。

①社会保険労務士より「制度面の改善要望」

- ・年金の職業間格差、企業間格差を iDeCo で埋められるようにする。
- ・拠出限度額に端数があると分かりづらいため、万円単位にする。
- ・iDeCo 加入可能年齢を65歳に引上げる。
- ・事業所の証明を不要にする、スマホで手続きが完結するようにするなど、手続きを簡素化する。

等

②NPO法人より「iDeCo普及の現場から～制度・運営面の改善要望等～」

- ・iDeCo加入可能年齢を引上げる。
- ・掛金上限が分かりづらい。
- ・企業型加入者はほぼiDeCoに加入できない。
- ・スマホで手続きが完結しない。
- ・「60歳まで受け取れない」という基本的なことすら知らない方が3割近く存在し、制度の認知度が低い。

等

■事務局からは、主に以下のような論点による整理が示されました。

①マッチング拠出について

- ・導入状況、拠出状況
- ・事業主による拠出が基本であるとの考え方に基づくマッチング拠出の限度額の考え方

②iDeCo

- ・加入者範囲の拡大、加入者数の推移
- ・拠出限度額の考え方
- ・加入者区分ごとの拠出状況
- ・企業型DC実施企業におけるiDeCoの加入
- ・マッチング拠出とiDeCoの比較
- ・「穴埋め型」（非課税枠の有効活用）による公平化
- ・加入可能年齢の引上げと受給開始時期の柔軟化
- ・iDeCoの加入手続き

③ポータビリティ

- ・企業型DCから通算企業年金への移換

④その他

- ・支払保証制度
- ・国民年金基金の事業概況

■これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見（主なもの）】

- ・60歳以降も加入できるようにすべき。  
（年金数理人、シンクタンク、大学教授、他多数から意見あり。）
- ・iDeCoの手続きについて説明すると半数が脱落する。簡素化を検討すべき。  
（シンクタンク）
- ・企業型DCから通算企業年金にも移換できるようポータビリティ拡充を。  
（企業年金連合会）
- ・マッチング拠出はiDeCoのようなものとも考えることもできる。  
企業年金ではないという考え方で、事業主掛金を上限とせずに拠出できるようにすべき（大学教授）
- ・穴埋め型の非課税枠の活用については、DCだけで考えるのか、DB・公的年金も含めて考えるのかといったことも検討しなければならない。分かりやすい制度にすべき。（大学教授）
- ・企業年金は退職給付制度であり、従業員に掛金負担が転嫁されてはいけない。  
個人型の拡大により、事業主掛金が引き下げられる恐れがある。（労働組合）
- ・iDeCoの手続きは、多くの関係者との事務フローにより成り立っている。  
連合会だけでなく、全体でどう改善していくか検討する必要がある。  
（国民年金基金連合会）

※その他事務局より、「次回は穴埋め型等について、より具体的な資料を用意したい。」との発言あり。

\*当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06331.html)>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1 特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)